

平成30年度支部別収支(暫定版)

資料1-3

(単位:百万円)

		全国	富山支部
収入	保険料収入	9,142,915	97,825
	一般分	9,140,996	97,804
	その他の収入	17,973	168
	債権回収以外	6,007	66
	債権回収	11,966	103
	計	9,160,889	97,993
支出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)	4,677,382	48,448
	医療給付費(A)-(B)	4,677,382	46,600
	医療給付費(A)	4,681,495	46,600
	災害特例分(B)		
	平成28年度の協会手当分(B1)	1,895	
	波及増分(B2)	2,219	
	年齢調整額	-	▲ 793
	所得調整額	-	1,645
	激変緩和	-	997
	現金給付費等(国庫補助等を除く)	403,926	4,405
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	3,289,872	35,880
	業務経費(国庫補助を除く)	123,436	1,346
	一般管理費(国庫負担を除く)	37,643	411
	その他支出	33,721	368
	平成28年度の収支差の精算	-	272
特別計上分(業務経費の別掲)	73	0	
	計	8,566,054	91,130
収支差	計	594,835	6,863
	全国平均分	594,835	6,487
	地域差分	-	376

※ 端数処理の関係で百万円単位での合計額、差額が合わない場合がある。

- (注) 1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う平成30年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び熊本地震に伴う平成28年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は、東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
5. 「平成28年度の収支差の精算」は、平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

【富山支部収支差の影響】

- 富山支部の収支差(地域差分)は376百万円のプラス。収支差(地域差分)がプラスの場合、令和2年度の収入にその分が加算される(保険料率が下がる方向に反映される)。
- 上記の収支差(地域差分)について、総報酬額(30年度実績)を用いて保険料率を換算した場合、0.04%(参考値)となる。(収支差376百万円 ÷ 総報酬額(30年度実績)996,980百万円 = 保険料率換算0.04%)
- ただし、令和2年度の保険料率算定時には、令和2年度の総報酬額の見込値を使用するため、実際の値とは異なる場合があることに留意が必要。